

関係事業者 各位

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課長

事業者向けアスベスト講習会の開催について（御案内）

平素より本市環境行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、アスベスト除去等作業に係る規定や法令改正の動向、関連制度等についてお知らせするため、下記のとおり事業者向けアスベスト講習会を開催いたします。

御参加いただける場合には、別紙申込票に必要事項を御記載のうえ、FAX又は電子メールによりお申込みくださいますよう、よろしく願いいたします。

記

1 日時

- (1) 第1回 令和2年2月17日（月）9時30分から11時30分まで
（受付時間：9時00分から9時30分まで）
- (2) 第2回 令和2年2月28日（金）9時30分から11時30分まで
（受付時間：9時00分から9時30分まで）

※ 同一の内容で2回開催いたします。

2 場所

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 5階講堂

（地下鉄東西線「西18丁目駅」1番出口）

※WEST19駐車場は御利用いただけません。お越しの際は公共交通機関か近隣の有料駐車場をご利用ください。

3 次第（予定）

- (1) 開催挨拶
- (2) 情報提供

ア アスベスト除去等作業に係る留意事項と大気汚染防止法改正の動向について
説明者：札幌市環境局環境対策課職員

イ 石綿障害予防規則について
説明者：札幌東労働基準監督署職員

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

説明者：札幌市環境局事業廃棄物課職員

エ 吹付けアスベスト対策補助制度について

説明者：札幌市都市局建築安全推進課職員

(3) 質疑応答

4 申込について

(1) 申込方法

別紙申込票によりFAX又は電子メールでお申し込みください。申込票の電子ファイルは札幌市ホームページ (http://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/tuchi/index.html) からダウンロードいただけます。

ア FAXの送付先：011-218-5108

イ 電子メールの送付先：kankyo_taisaku@city.sapporo.jp

(2) 申込期限

令和2年2月3日（月）【必着】

(3) 定員

各回200名

5 受講決定について

講習会会場の定員制限により、受講人数・受講回の変更をお願いしたり、参加不可となる可能性があることを予め御容赦ください。その場合、担当者より事前に御連絡いたします。

なお、御希望どおり受講可能な場合には受講決定通知等は発行いたしません。当日は直接会場にお越しください。

6 本案内の送付先について

本案内は、平成29年度以降に、アスベスト除去等工事の実施時に当課あて提出された「特定粉じん排出等作業実施届出書」において、施工者（元請業者）、下請業者（アスベスト除去業者）又は分析業者として記載がある事業者様あてに送付しております。

重複して送付された場合や、旧事業者名等で送付された場合には、何卒御容赦ください。

担当：札幌市環境局環境都市推進部環境対策課
林（恵）、若浜

TEL 011-211-2882 FAX 011-218-5108